

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十七号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員		2項職員	3項職員
	1 種	2 種		
1 年 未 満	円 368,800	円 308,600	円 50,800	円 10,000
1年以上2年未満	368,800	308,600	50,800	8,000
2年以上3年未満	368,800	308,600	50,800	6,000
3年以上4年未満	368,800	308,600	50,800	4,000
4年以上5年未満	368,800	308,600	50,800	2,000
5年以上6年未満	368,800	308,600	50,800	
6年以上7年未満	368,800	308,600	49,000	
7年以上8年未満	368,800	308,600	47,200	
8年以上9年未満	368,800	308,600	45,400	
9年以上10年未満	368,800	308,600	43,600	
10年以上11年未満	368,800	308,600	41,800	
11年以上12年未満	368,800	308,600	40,000	
12年以上13年未満	368,800	308,600	38,200	
13年以上14年未満	368,800	308,600	36,400	
14年以上15年未満	368,800	308,600	35,000	
15年以上16年未満	368,800	308,600	33,600	
16年以上17年未満	364,800	305,300	32,200	
17年以上18年未満	360,800	302,000	30,800	
18年以上19年未満	356,800	298,700	29,400	
19年以上20年未満	352,800	295,400	28,000	
20年以上21年未満	348,800	292,100	26,600	
21年以上22年未満	331,900	278,300	26,000	
22年以上23年未満	314,700	264,300	25,400	
23年以上24年未満	298,000	250,800	24,400	
24年以上25年未満	281,100	236,900	23,800	
25年以上26年未満	264,200	223,200	23,200	
26年以上27年未満	243,400	205,600	22,600	

27年以上28年未満	223,000	188,500	22,000	
28年以上29年未満	202,600	171,200	21,200	
29年以上30年未満	181,800	153,600	20,900	
30年以上31年未満	159,900	135,600	20,500	
31年以上32年未満	138,000	117,300	19,900	
32年以上33年未満	116,300	99,400	19,000	
33年以上34年未満	84,400	73,400	18,100	
34年以上35年未満	54,600	49,100	17,400	

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に
 関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。